

## よこはまマザーポート楽校 規約

### 1. 名 称

この会の名称は、「よこはまマザーポート楽校（がっこう）」（以下「本校」という）とします。略称は「YMG」とします。

### 2. 目 的

本校は、明日につながる横浜の街についての「情報交換」と「行動」を共に支えていく市民の場(メディア)です。明日の横浜をめざす行動＝まち歩き、地図づくり、市民放送などの自主的な活動をタテ軸に、そうした活動の連携と成果の集積をヨコ軸として、市民一人ひとりの好奇心、探究心を集め、横浜をより楽しむ市民文化の創造・交流・発信を行なう場とします。

### 3. 楽生（会員）

楽生（会員）は、本校の目的に賛同する個人・団体とします。

### 4. 組 織

- a. 本校には、楽生委員会を設け企画・運営・事業実施・広報を行います。
- b. 楽生委員長1名、事務局長1名を置きます。また、監査1名を置き必要により監査を行います。楽生委員長、事務局長、および監査は、楽生委員会で互選し、任期は1年とします。ただし、再任を妨げないものとします。
- c. 楽生委員会は、本校がより活発で広がりのある市民プラットフォームになるよう努めます。
- d. 本校の事務所は、横浜市内に置きます。

### 5. 会 計

本校の活動資金は、協賛金、寄付金、事業収入などをもって当てます。  
年度ごとに、楽生委員会で会計報告をします。

### 6. 会計年度

本校の会計年度は、1月1日から12月31日までとします。

### 7. 設 立

本校は、2008年8月1日をもって発足します。

### 8. 本規約を改訂または変更しようとするときは、楽生委員会の総意の議を経なければならないこととします。

### 附則

1. 本規約は、2008年8月1日より発効します。
2. 第1期は2008年8月1日から12月31日とします。
3. 本校設立の発起人である以下の者を第1期の楽生委員とします。

「よこはまマザーポート楽校」

楽生委員会名簿

委員長	和田	昌樹
事務局長	高村	典子
監査	野崎	隆志
委員	嶋田	昌子
委員	原	聡一郎
委員	高橋	晃
委員	中村	利恵
委員	小園	弥生
委員	小川	泰子
委員	真野	栄一
委員	赤津	浩子
委員	服部	一弘
委員	守内	尚子
委員	堀越	千代